

☆☆

令和 4 年 6 月

砺波市議会定例会議案説明資料

☆☆

令和 4 年 6 月 6 日

砺波市議会 6 月定例会

令和4年6月砺波市議会定例会議案説明資料目次

1	砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定の要旨	1
2	砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の要旨	1
3	砺波市国民健康保険税条例一部改正の要旨	2
4	砺波市病院事業の設置等に関する条例一部改正の要旨	2
5	砺波市農村環境改善センター条例一部改正の要旨	2
6	砺波市特定公共賃貸住宅管理条例一部改正の要旨	3
7	庄川水害予防組合規約変更の要旨	3
8	砺波市過疎地域持続的発展計画策定の要旨	3

1 砺波市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例制定の要旨

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に基づき策定する「砺波市過疎地域持続的発展計画」で定めた産業振興促進区域における振興すべき業種に係る事業の用に供する設備の取得等（取得、製作又は建設をいう。）をした者に対し、固定資産税の課税を免除することについて必要な事項を定めるため、この条例を制定するもの。

対象地域	庄川地域		
対象者	青色申告書を提出する個人又は法人のうち対象地域内において対象設備等を取得等した者		
対象業種	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業（下宿営業を除く。）		
課税免除期間	新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度分		
対象設備等	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に事業用に取得等をした固定資産		
	家屋	建物及び附属設備（新築、増築、改築、修繕又は模様替のための工事による取得並びに建設を含む。）のうち、直接事業の用に供する部分	
	償却資産	直接事業の用に供する「機械及び装置」	
	土地	取得から1年以内に工場等の建設が着工された場合に限る。※対象建物の建築面積部分のみ	
取得価額要件	対象業種	資本金	取得価額（土地を除く。）
	製造業、旅館業	5,000万円以下	500万円以上
		5,000万円超～1億円以下	1,000万円以上
		1億円超	2,000万円以上
情報サービス業等、農林水産物等販売業	要件なし	500万円以上	

施行期日 公布の日（令和4年4月1日から適用）

2 砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例一部改正の要旨

「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」等の施行により、国政選挙における選挙運動の公費負担の単価が引き上げられたことに伴い、砺波市議会議員及び砺波市長の選挙における選挙運動の公費負担の単価についても同様に引き上げることとし、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 公布の日（以後その期日を告示される選挙について適用）

3 砺波市国民健康保険税条例一部改正の要旨

「地方税法施行令」等の一部改正に伴い、国民健康保険税の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額について引き上げることとし、この条例において所要の改正を行うもの。

区分	現行	改正案	引き上げる額
基礎課税額に係る課税限度額	63万円	65万円	2万円
後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額	19万円	20万円	1万円

施行期日 公布の日

4 砺波市病院事業の設置等に関する条例一部改正の要旨

医療機関の機能分担を推進するため、市立砺波総合病院を受診した患者のうち、他の保険医療機関から紹介がない者に係る加算料について、令和4年度診療報酬改定に基づき金額を引き上げることとし、この条例において所要の改正を行うもの。

区分	単位	現行	改正案	引き上げる額
非紹介患者初診加算料	1回	5千円	7千円	2千円
非紹介患者再診加算料	1回	2.5千円	3千円	0.5千円

施行期日 令和4年10月1日

5 砺波市農村環境改善センター条例一部改正の要旨

庄川支所の庁舎管理に係る効率化及び経費削減を図るため、当直業務を機械警備にすること並びに砺波市庄川農村環境改善センターの開館時間及び休館日を変更することとし、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 令和4年8月1日

6 砺波市特定公共賃貸住宅管理条例一部改正の要旨

「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則」の一部改正に伴い、特定公共賃貸住宅の入居者資格に係る同居親族要件が拡大されたことから、この条例において所要の改正を行うもの。

施行期日 令和4年7月1日

7 庄川水害予防組合理約変更の要旨

庄川水害予防組合を組織する市のうち、高岡市において副市長の定数に変更があったため、この規約において所要の変更を行うもの。

施行期日 知事の許可のあった日

8 砺波市過疎地域持続的発展計画策定の要旨

令和2年国勢調査の結果に基づき、庄川地域が「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の規定に係る過疎地域に指定されたことから、総合的かつ計画的な対策を実施するため、この計画を策定するもの。

計画期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日まで